

# ふじ自治会役員選出規約

## (目的)

第1条 この規約は、ふじ自治会会則第5条にもとづく役員を選出について適用する。

## (役員を選出)

第2条 役員を選出は会員の互選によることを原則とする。

- 2 やむを得ず各班への割り当てによる選出となった場合、各班より役員候補2名（部長候補及び班長候補を各1名）を選出する。
  - ① 班に於ける役員選出の方法は、それぞれの班の総意に基づく独自の方法でよい。
  - ② 世帯構成者全員が高齢及び健康障害により役員を引受けることが困難で、役員免除を希望される会員については、班に於ける役員選出時に十分に配慮する。
  - ③ 藤沢市の避難行動要支援者名簿において「必要とする支援内容」が3又は2に該当する者は、希望により役員候補から除外する。
- 3 班内の役員候補可能な世帯数が10世帯を割込んだ場合、他の班とパートナーを組んで、両班の世帯数を合計した中から1名以上の部長候補を選出しても良い。但し実施に当たっては自班内の総意及び相手班の同意を得ること。
- 4 その他運用上の詳細は役員会議で審議・決定するものとする。

## (役員構成)

第3条 会則第5条にある各役員については兼務で担当することを認める。

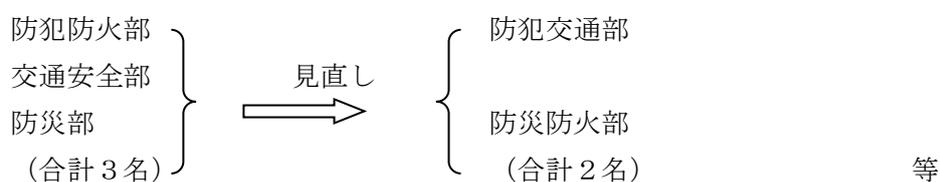
## 付則

- (1) 規約制定 平成22年4月1日
- (2) 一部改訂 平成26年3月31日  
2条3項 2名の部長候補 → 1名以上の部長候補へ
- (3) 一部改廃 令和2年3月22日  
全体の構成・体裁を会則に合わせて見直し  
第2条の2を一部見直し（役員除外基準の明確化）  
避難行動要支援者名簿の「必要とする支援内容」
  - 3：寝たきり等で自力避難ができないので、手助けしてほしい
  - 2：自力歩行は可能だが、避難施設等まで付き添ってほしい

## 「ふじ自治会役員選出規約」に関する申し合わせ事項

ふじ自治会は発足以来30年となり四囲の環境が大きく変わると共に会員の高齢化、地域内の少子化が顕著になって来た。発足以来継承されて来た自治会役員の選出基準も遵守することが難しくなりつつあるため、「ふじ自治会役員選出規約」に関する申し合わせ事項を成分化し、毎年度役員および班長に申し送ることにより、円滑な選出の執行を図る。

1. 将来の選出役員数の減少を鑑み、役員構成の見直しを積極的に進める。以下に一例を挙げる。(平成22年4月1日)



2. 規約第2条3項の補足事項として以下を申し送る。(平成27年3月29日)
  - (1) 10世帯未満となった班（パートナーを申し込む側）は、1世帯当たり10年に1度を超えない頻度で役員候補の選出を行う。即ち、入会世帯数が5世帯以上なら隔年、4世帯なら3年間隔、3世帯なら4年間隔等、で役員候補を選出することとする。
  - (2) 10名以上の班（パートナーを申し込まれた側）は、毎年役員候補を選出する。
  - (3) また、班長は世帯数に関わらず毎年双方の班から立て、自班内を担当する。